

横手市農業委員会

令和5年度 第11回

農業委員会総会議事録

令和6年2月15日

## 令和5年度 第11回横手市農業委員会総会議事録

令和6年2月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第55号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第56号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
6. 議案第57号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いに対する意見  
決定について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19		欠
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

19番 高橋 康弘 委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局				
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局				

議長	<p>本日の出席者数は22名であります。</p> <p>横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第11回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より</p> <p>3番 菅原一太郎 委員</p> <p>6番 佐藤 勇 委員</p> <p>の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>
議長	<p>はじめに、「1番」は、議席番号18番 吉田豊委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号18番 吉田豊委員 一時退席)</p>
議長	<p>「1番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「1番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「1番」は、秋田県農業公社から分割払い型による農地売買支援事業により購入した農地代金の支払いが完了したことから、所有権移転をするものです。</p> <p>以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号142番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。退席委員の入場を認めます。

(議席番号 18 番 吉田豊委員 着席)

議長

次に議事参与案件を除く、「2 番」から「18 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。申請案件は 17 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「2 番」は、横手地域局管内からの申請です。

「2 番」は、親族に対して贈与をするものです。

「3 番」は、増田地域局管内からの申請です。

「3 番」は、後継者へ農地の一部を贈与するものです。

「4 番」から「9 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「4 番」は、知人に対して贈与するものです。議案書 3 ページをご覧ください。

「5 番」、「6 番」は自作地相互の交換をするものです。

「7 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「8 番」は、後継者へ農地を一括贈与するものです。議案書 4 ページをご覧ください。

「9 番」は、秋田県農業公社から分割払い型による農地売買支援事業により購入した農地代金の支払いが完了したことから、所有権移転をするものです。

「10 番」から「14 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。

「10 番」は、後継者へ農地を一括贈与するものです。

「11 番」は、知人に対して贈与するものです。

「12 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 5 ページをご覧ください。

「13 番」は、新規就農に伴い、祖父から孫へ使用貸借による権利設定をするものです。借り受人は、青年等就農計画の認定を受け新規就農するもので、今後の営農については、支障ないものと判断しています。

なお、申請地においては、スイカを作付けする予定となっています。

「14 番」は、秋田県農業公社から分割払い型による農地売買支援事業により購入した農地代金の支払いが完了したことから、所有権移転をするものです。

「15 番」から「17 番」は、大森地域局管内からの申請です。

「15 番」は、相手方の要望により買受するものです。

「16 番」は、共有持ち分を共有相手に贈与するものです。議案書 6 ペ

ージをご覧ください。

「17番」は、秋田県農業公社から分割払い型による農地売買支援事業により購入した農地代金の支払いが完了したことから、所有権移転をするものです。

「18番」は、十文字地域局管内からの申請です。

「18番」は、すでに分家している者に贈与するものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号143番から159番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「2番」から「18番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「2番」から「18番」について、許可することに決定いたします。

議長

日程3、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。申請件数は全部で3件です。

「1番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、横手市が発注する水道管工事を受注しました。現場近くに資材置場及び仮設事務所用地を確保する必要が生じましたが、他に適地が見付からなかったため、農地ではありますが申請地をやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「          地区交流センター」から南東約1kmに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地

の状況は、西側は法定外公共物を挟んで市道、北側・東側は法定外公共物、南側は田となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、インターネットバンキングの残高照会の写しで確認済です。

排水計画です。汚水は汲み取り。雨水排水は自然流下させる計画です。被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」であります。一時的な利用に供するものであり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月31日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

「2番」は、■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、相当数の街区を形成している区域内にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在の住宅が狭く老朽化しているため、移転新築を計画しています。現在地の近隣で面積や隣接地の状況等、希望を満たす土地は他に見付からず、農地であります。申請地をやむを得ず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「■■■■地域局」から北西約600mに位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は宅地、東側は田、西側・南側は公衆用道路となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流。雨水排水は敷地南側・西側の水路へ自然流下により放流する計画です。

被害防除については、敷地境界に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第2種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月25日、近江清廣委員と事務局で実施しています。議案書10ページをお開きください。

「3番」は、■■■■地域局管内からのものです。

本件は、追認案件となっております。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。申請地は先代からの小作地でしたが、譲受人の父の代

に転用許可が必要と知らずに杉や松を植えたとのこと。その後自身の代になり、自宅に隣接しており利便性が高いことから、農機具用の簡易車庫を設置したほか、雪押し場として利用してきたとのこと。

土地概要です。申請地は、「          地区交流センター」から北東約 1.9 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は市道、西側は水路を挟んで市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのこと、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、隣接地の日照・通風・通作に支障の無いよう一定の間隔を保って利用する計画となっており、周囲への影響はないと思われま。

意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第 1 種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1 月 30 日、高橋康弘委員と事務局で実施しております。

なお、譲受人から顛末書の提出を受けており、反省の意思を確認しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 54 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 54 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 55 号 農用地利用集積計画審議について」を上程い

たします。事務局の説明を求めます。

議長

はじめに、「整理番号 128 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)

議長

「整理番号 128 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

「整理番号 128 番」につきましては、議案書 22 ページになります。出し手農家と受け手農家の間において 2 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により新規に 5 年間の利用権設定するものとなっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 128 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、「整理番号 128 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 着席)

議長

次に「整理番号 131 番」は、議席番号 12 番 佐々木秀一委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 一時退席)

議長

「整理番号 131 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>「整理番号 131 番」につきましては、議案書 22 ページになります。</p> <p>出し手農家と受け手農家の間において 2 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 3 年間の利用権を再設定するものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 131 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、「整理番号 131 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 着席)</p>
議長	<p>次に「整理番号 141 番」は、議席番号 5 番 堀江一彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 5 番 堀江一彦委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 141 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>「整理番号 141 番」につきましては、議案書 23 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、2 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p>

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 141 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 141 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 5 番 堀江一彦委員 着席)

議長

次に議事参与案件を除く、「整理番号 58 番」から「整理番号 168 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

議案書 14 ページになります。「整理番号 58 番」から次の議案書 15 ページの「整理番号 70 番」までの 13 件につきましては所有権移転となります。

「整理番号 58 番」から「整理番号 66 番」までの 9 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。

「整理番号 67 番」から「整理番号 70 番」までの 4 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に相対による利用権設定になります。議案書 16 ページの「整理番号 71 番」から議案書 23 ページの「整理番号 137 番」までの議事参与案件を除く 65 件につきましては、再設定が 44 件、新規設定が 21 件となっております。

続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 23 ページの「整理番号 138 番」から議案書 26 ページの「整理番号 168 番」までの議事参与案件を除く 30 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、2 月 16 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。  
議事参与案件を除く、「整理番号 58 番」から「整理番号 168 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く、「整理番号 58 番」から「整理番号 168 番」について、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 55 号」については、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。今月の案件は権利移転のみとなっております。

議案書 30 ページの「整理番号 5 番」から「整理番号 7 番」までの 3 件につきまして、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について、原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。

今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 3 月 29 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。  
「議案第 56 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 56 号」については、承認することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 57 号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明

願いに対する意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。願出案件は1件です。議案書32ページをご覧ください。

「1番」は、増田地域局管内からの申請です。

通常、不動産の贈与を受けた場合、秋田県から不動産取得税が課税されますが、農地の生前一括贈与を受けた者が条件を満たす場合には、その徴収が猶予される制度があります。この制度を利用するにあたり、農業委員会による制度利用適格者の証明が必要であることから、その証明の願出があったものです。

この徴収猶予の特例を受けるためには、年齢が18歳以上であること、もとの農地所有者の推定相続人であること、3年以上農業に従事している者であること、認定農業者や認定新規就農者といった担い手となっていること等の条件がありますが、提出された願出書類、調査書及び農業委員による意見書から、この願出内容が適当であり、徴収猶予の特例を受けるための要件を満たしていると判断されます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「議案第57号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第57号」については、不動産取得税の徴収猶予の適格者であることを認めることにいたします。

議長

以上をもちまして、第11回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時37分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年2月15日

議 長 飯 野 正 和

---

署名委員 菅 原 一太郎

---

署名委員 佐 藤 勇

---